

7循第240号
令和7年8月5日

産業廃棄物最終処分場設置者様

愛媛県県民環境部長

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法等の一部を改正する告示について
(通知)

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、令和7年7月28日付け環循適発第2507281号及び環循規発第2507282号にて環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制参事官室から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。
つきましては、取扱いに遗漏のないよう、適切な対応をお願いします。

【告示改正概要】

- 1 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部改正
- 2 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正
- 3 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法の一部改正
- 4 指定有害廃棄物に係る基準の検定方法の一部改正
- 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物の一部改正

※1については、検定方法の改正があり新たな分析方法に対する周知期間を設けるため、令和7年10月1日施行となっている。

※2～5については、JIS規格番号の整合を図ったもので実質的な改正ではなく、令和7年7月28日施行となっている。

(連絡先)
愛媛県県民環境部環境局
循環型社会推進課
一般廃棄物係 檜垣
産業廃棄物係 西田
TEL: 089-912-2358
FAX: 089-912-2354